

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	石川県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>既存ストックを活用して、渋滞や事故等の交通問題を解決するためには、一般道路と高速道路の適正な利用バランスを取ることが有効な手段と考えている。</p> <p>そのためには、より多くの一般道路利用者を高速道路へと転換させることが大切であり、ETC車両のみを対象とした割引では、普及が十分になる迄の間、期待する効果を得られないことが懸念される。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
特になし	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

平成 15 年 12 月の「政府・与党申し合わせ」において、「高速道路料金は、平均 1 割程度の引き下げに加え、別納割引の廃止を踏まえた引き下げを実施」とされており、ドライバーは、基本料金そのものの引き下げに大きな期待を持っている。

また、現在発行しているハイウェイカードに替わる割引制度としてマイレージ割引が検討されているが、割引の還元で 2 年間のタイムラグが生じ、現在、一般的となっているマイレージ制度に比べ、恩恵の利用に関する自由度が制限されることとなる。

ドライバーの理解を得ながら、高速道路の利用促進を図るためには、まず、基本料金の引き下げを基本とした上で、更に、一般道路の最も大きな課題である渋滞の緩和に資するとともに、より多くのドライバーが恩恵を受けられる通勤割引を重点に検討すべきと考える。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

特になし。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

特になし。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。